

津島市で創業したい方必見！ 津島市創業支援補助金

津島市で創業予定の方に創業に係る費用の一部を補助します！

補助金の額

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助上限額：60万円

さらに津島駅西エリアにて創業した場合は上限額を**90万円**に引き上げ！

補助対象者

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・市内市街化区域内に事業所等（事務所、店舗、その他の事業の用に供する施設。キッチンカー、仮設のものを除く。）を設置し、令和9年2月28日（日）までに創業すること
 - ・津島市在住で、市税の未納がないこと
 - ・特定創業支援等事業を受講済み又は受講予定であること
 - ・創業日から3年以上の事業の継続が見込まれること
- ※暴力団員及びその関係者や、風俗営業、フランチャイズ方式、宗教・政治活動及び事業承継に関する創業は対象外です。

補助対象経費

創業に必要な次の費用が対象です。詳しくは裏面をご覧ください。

- ☐ **事業所等の工事費用**（事業所等の内装・外装工事費、空調設備工事費等）
- ☐ **事業所等に設置する備品購入費用**（事業に必要な機械装置の購入費等）
- ☐ **広告宣伝費用**（販路開拓に係る広告宣伝費等）

申請期限

令和9年1月31日（日）まで

※申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

問合せ先

申請及び審査には一定の期間がかかります。

まずはお気軽にご相談ください！

津島市まちづくり推進部観光・プロモーション課
商工・消費生活グループ 0567-55-9663（直通）
〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地



補助対象経費の例

□ 事業所等の工事費用（事業所等の内装・外装工事費、空調設備工事費等）

例・内装デザイン、設計費 ・看板設置費
・外壁塗装、修繕費 ・照明、フェンス等の設置費
・電気、ガス、給排水、空調設備工事費

※住居等を兼用する場合で、事業所等と明確に区分することができない工事費用は対象外です。

□ 事業所等に設置する備品購入費用（事業に必要な機械装置の購入費等）

例・防犯カメラ ・耐火金庫 ・業種固有の設備

※汎用性の高い備品（パソコン、自動車等）、
リース品、単価5万円未満の備品の購入費用は対象外です。



□ 広告宣伝費用（販路開拓に係る広告宣伝費等）

例・パンフレット等印刷費 ・ホームページ制作費

※創業に係る広告宣伝費用であると限定できないもの
（切手、封筒等の購入費）は対象外です。



交付までの流れ

1. 相談

申請前に必ずご相談ください。対象要件等の確認をします。

2. 特定創業支援等事業の受講

次の講座のいずれかを受講してください。

補助金の交付申請後から完了報告までに受講も可能です。

- ・あまつしま創業スクール（津島商工会議所主催）：8～9月
- ・西尾張創業塾（いちい信用金庫主催）：1～2月

3. 補助金交付申請

補助事業着手前に申請してください。

交付決定前に支払った経費は対象外です。

4. 交付決定後に補助事業実施し、創業

市の交付決定後に工事や設備の購入等を実施してください。

5. 補助事業完了報告

補助事業完了日から起算して30日以内又は令和9年2月28日（日）の
いずれか早い期日までに報告してください。

6. 確定通知後に請求し、補助金を受取

市が事業完了報告を審査し、補助金額の確定を行います。

確定後に補助金を請求し、指定口座に補助金が交付されます。

